

「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との
著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書」の締結について

平成24年1月20日
文化庁長官官房国際課

1. 経緯

- (1) 文化庁では、海外における海賊版対策の一環として、平成18年度より韓国文化体育観光部と日韓著作権協議（課長級）を行っている。
- (2) 平成22年10月に開催された協議の際、日韓両国間で覚書を交換することが合意された。
- (3) さらに平成23年1月に日中韓文化大臣フォーラムが奈良で開催された際に、近藤文化庁長官と柳仁村文化体育観光部長官（当時）が会談を行い、双方が覚書の交換に前向きな発言をされたことから、この動きが加速化した。
- (4) 平成23年9月6日にソウルにて覚書交換式を実施。文化庁からは、近藤文化庁長官が出席し、鄭柄國韓国文化体育観光部長官（当時）との間で覚書を交換した。

2. 覚書の内容

- (1) 日韓著作権会議及び日韓著作権フォーラムの開催
- (2) アジア太平洋地域における著作権分野での支援
- (3) 官民双方の人物交流、著作権関連団体間の相互交流奨励等に関する協力活動及び情報交換
- (4) 本覚書に基づく協力は双方が署名した日から5年間継続し、いずれか一方からの終了の意思の通報がない限り、自動的に5年間延長

3. 覚書交換により期待される効果

- (1) インターネット上で国境を越える違法流通の取締りにおける協力
- (2) 既に締結済みの日中間協力のための枠組みと合わせて日中韓の協力促進